

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成28年12月8日(2016.12.8)

【公表番号】特表2016-501710(P2016-501710A)

【公表日】平成28年1月21日(2016.1.21)

【年通号数】公開・登録公報2016-005

【出願番号】特願2015-539811(P2015-539811)

【国際特許分類】

B 01 D	53/26	(2006.01)
B 01 J	20/10	(2006.01)
B 01 J	20/20	(2006.01)
B 01 J	20/28	(2006.01)
B 01 D	53/28	(2006.01)

【F I】

B 01 D	53/26	2 1 0
B 01 J	20/10	D
B 01 J	20/20	B
B 01 J	20/20	D
B 01 J	20/28	Z
B 01 D	53/28	

【手続補正書】

【提出日】平成28年10月21日(2016.10.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電子筐体中で使用するための吸着構造体であって、

a) キャビティを画成するプラスチックハウジングと、

b) 前記キャビティ内に配置された第1吸着材料と、

c) 前記ハウジングと結合され、前記キャビティを覆い、実質的に水不浸透性のフィルムであって、前記フィルムによって前記キャビティと前記電子筐体の内部との間を流体連結させる開口部を画成する、実質的に水不浸透性のフィルムと、

d) 第2吸着材料と、

を含み、

前記フィルムは、前記第1吸着材料と前記第2吸着材料との間に配置され、前記実質的に水不浸透性のフィルムによって、前記第1吸着材料を出入りする水蒸気の流れが調節される、吸着構造体。

【請求項2】

前記フィルムが金属コーティングを含む、請求項1に記載の吸着構造体。

【請求項3】

前記プラスチックハウジングと結合されたフィルター材料をさらに含み、前記フィルムは、前記フィルター材料と前記ハウジングとの間に配置されている、請求項1又は2に記載の吸着構造体。

【請求項4】

前記開口部の幅が2.0mm未満である、請求項1～3のいずれか一項に記載の吸着構

造体。

【請求項 5】

前記フィルム中の前記開口部を覆うフィルター材料をさらに含む、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の吸着構造体。